

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年 9 月

尾張旭市農業委員会

指針策定年度	令和元年度
指針変更年度	—

【令和元年9月27日決定】

尾張旭市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年9月27日
尾張旭市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

尾張旭市は、愛知県西部に広がる濃尾平野の東部に位置し、東は瀬戸市、北及び西は名古屋市、南は長久手市に接しており、平地部では水田として、また、南部の丘陵地帯では畑としてまとまった土地利用がされている。基幹作物は、全耕地面積の約6割を占める稲作を中心に一部イチジク、露地野菜がある。

農業構造については、都市化の進行により、農地は減少の一途をたどっている。最近では、兼業農家の高齢化が進み、農業の担い手不足が深刻化しており、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

以上のような観点から、今後、農地の有効利用と担い手農家による規模拡大、農業後継者の確保のための育成と支援、地域特産品の振興などにより安定した農業経営を確立する必要があることから、農業委員（以下「委員」という。）が「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、法第7条第1項に基づく指針として、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進に係る具体的な目標と推進方法を次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、国が定めた今後10年先の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の達成目標を見据えた令和5年度までの計画とし、委員の改選期である3年ごとに検討・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合
現状 (平成 30 年 12 月)	132ha	3.3ha	2.5%
3年後の目標 (令和 3 年 12 月)		2.7ha	2.0%
目標 (令和 5 年 12 月)		2.3ha	1.7%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 委員により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付 21 経営 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止、早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

イ 関係機関との連携について

利用状況調査と利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。また、貸借や譲渡を希望する人に対しては、市、農地中間管理機構、農協と連携し、農地のマッチングを行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率
現状 (平成 30 年 12 月)	132ha	45.0ha	34.0%
3年後の目標 (令和 3 年 12 月)		55.0ha	41.6%
目標 (令和 5 年 12 月)		66.0ha	50.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協と連携し、農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

エ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（法人を含む。） （数字は現状からの累計）
現状 （平成 30 年 12 月）	0
3 年後の目標 （令和 3 年 12 月）	2
目標 （令和 5 年 12 月）	4

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施す

る。

イ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。